

清 掃 事 業 概 要

令和 7 年度

(令和 6 年度実績)

常滑市市民生活部生活環境課

目 次

1. 常滑市の概要	2
(1) 沿革	2
(2) 市勢	2
2. 清掃事業の沿革	3
3. 事務分掌及び職員状況	6
(1) 事務分掌	6
(2) 職員状況	6
4. 清掃施設	7
(1) 一般廃棄物最終処分場（埋立処理施設）	7
(2) 中部知多衛生組合	7
(3) 知多南部広域環境組合	8
5. 予算及び決算	9
(1) 令和7年度予算	9
(2) 令和6年度決算	10
6. ごみ処理事業	12
(1) 分別収集 4大区分 22分別	12
(2) 持込ごみ（自己搬入、許可業者）	13
(3) ごみ収集状況	16
7. ごみ減量化推進事業	18
(1) ごみの分別収集	18
(2) 指定ごみ袋制（もえるごみ）	20
(3) 家庭ごみ有料化	20
(4) 資源ごみ回収団体報奨金制度	20
(5) 生ごみ減容機器設置報奨金制度	20
(6) 常滑市公共施設養子縁組制度（アダプト・プログラム）	22
(7) 資源回収ステーションでの資源回収	22
8. し尿・浄化槽処理事業	24
(1) 収集体制	24
(2) 汲取料金	24
(3) 収集車両及び作業人員	24
(4) し尿及び浄化槽汚泥収集処理状況	24
(5) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金	24

1. 常滑市の概要

(1) 沿革

本市は昭和 29 年 4 月 1 日、常滑町、鬼崎町、西浦町、大野町及び三和村の 4 町 1 村が合併して誕生しました。

その後、南部に隣接した小鈴谷町のうち、大谷、小鈴谷、広目及び坂井の 4 地区が昭和 32 年 3 月 31 日に市域に加わり、現在の常滑市となりました。

以前の歴史を探ると、昔、漁労の民が海岸沿いに、あるいは海を渡って当地に住みついたと想像されます。平安時代後期の和名抄には知多贄代郷の地と記されており、永正 4 年（1507 年）の宗長宇津山記には「伊勢の国多気より大湊に出で、尾張の国知多郡常滑という津に渡る」とあります。戦国時代を経て江戸時代には尾張藩の治下であり、維新後は名古屋藩、額田県そして愛知県に属しました。

本市の地名「常滑」については、万葉集にも用例があり、「常」は床の義をとり、「滑」は滑らかなの義にとるのが妥当であるとされています。古くから、当地は粘土層の露出が多く、その性質は滑らかになっており、この粘土層全体をも「とこなめ」と呼ぶ習俗を生んだものとされています。

(2) 市勢

常滑市役所

所在地	常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
位置	東経 136 度 51 分 北緯 34 度 53 分
面積	55.90km ² (R7.3.31 現在) 〔東西 6.0km〕 〔南北 15.0km〕
世帯及び人口	世帯 26,593 世帯 人口 58,637 人 (R7.3.31 現在)

2. 清掃事業の沿革

- S29. 4. 1 ごみ収集運搬杉江常利氏に委託
- 29. 7. 1 多屋・西之口地区のごみ収集運搬を浅野倉市氏に委託（～S31.3.31）
- 30. 7.26 大野地区のごみ収集運搬を竹内丈平氏に委託（～S31.7.25）
- 30. 7.27 し尿汲取りを業者（竹内丈平氏、平村圭正氏）に委託
- 31. 4. 1 多屋・西之口地区のごみ収集運搬を伊藤幾之助氏に委託
- 31. 5. 1 大野地区のごみ収集運搬を皆川庄一氏に委託
- 31. 5. 1 し尿汲取り業者を竹内丈平氏から皆川庄一氏に変更
- 32. 4. 1 市内全域のごみ収集運搬を杉江氏一社に委託
- 33. し尿収集運搬にバキューム車を導入
- 36. 7.24 中部知多衛生組合発足
- 37. 9.11 常滑武豊衛生組合発足
- 38. 6.30 ごみ処理場竣工（自然通風式及び強制通風式固定バッチ炉 30 t / 8H×1 基）
- 38. 9.10 し尿処理場竣工（135 kℓ/日 乙槽加温式消化法）
- 43.11.30 ごみ処理場増設工事竣工（5 t / 8×2 基）
- 49. 3.15 ごみ処理場竣工（全連続燃焼式機械炉 75 t / 24H×2 基）
- 49. 3.15 し尿処理場竣工（200 kℓ/日 湿式酸化方式）
- 49.10.31 ごみ処理場（30 t / 8H×1 基）撤去完了
- 51. 3.31 ごみ処理場（5 t / 8H×2 基）撤去完了
- 53.12. 1 ごみ収集用紙袋の斡旋事業を常滑市農協に委託
- 59. 4. 一般廃棄物最終処分場（樽水蓮ヶ池地内）供用開始（埋立容量 70,000m³ 埋立期間 5 年）
- 61. 2.28 し尿処理場新築工事竣工（220 kℓ/日 低希釈二段活性汚泥法+高度処理）
- H 1. 3.25 粗大ごみ処理施設竣工（回転式横型破碎機）
- 2. 2.28 ごみ処理施設竣工（全連続燃焼式機械炉 75 t / 24H×2 基）
- 2. 4. 1 ごみ処理場施設名称を「クリーンセンター常武」とする。
- 3. 3.20 常滑市一般廃棄物最終処分場（樽水奥平地内）竣工
- 4. 4. 1 可燃性粗大ごみ切断機稼動（切断式破碎機・ウイング刃付）
- 5. 5. 1 生ごみ減容機器設置報奨金制度スタート
- 5.11. 1 ごみの分別収集大野地区でスタート
- 6. 4. 1 ごみ処理手数料の徴収施行（事業系一般廃棄物 60 円 / 10kg）
- 6. 8.31 資源物ストックヤード（舗装工事）竣工
- 8. 3.31 資源物ストックヤード（上屋・休憩室）竣工
- 8.12. 1 生ごみ減容機器設置報奨金対象機器に電動式生ごみ処理機を追加
- 9. 1.13 アルミスチール容器、無色茶色その他容器の保管施設として厚生省の指定を受ける（クリーンセンターストックヤード）
- 10.10. 7 ごみの分別収集市内全地区で実施
- 11.10.18 ペットボトル専用ストックヤード竣工

- H11. 11. 1 ペットボトルの分別収集市内全地区でスタート
- 12. 3. 25 クリーンセンター常武ダイオキシン類抑制恒久削減対策整備事業として高度排ガス処理施設及び灰固形化施設竣工
- 12. 10. 2 指定ごみ袋制（もえるごみ）市内全地区でスタート
- 14. 3. 「常滑市ごみ処理基本計画」策定
- 14. 4. 1 常滑武豊衛生組合手数料条例の改正（事業系一般廃棄物 100 円/10kg）
- 17. 11. 1 常滑市公共施設養子縁組制度（アダプト・プログラム）スタート
- 18. 2. 1 プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集市内全地区でスタート
- 21. 2. 1 市内 12 店舗でレジ袋有料化スタート
- 22. 4. 1 知多南部広域環境組合発足
- 23. 7. 1 常滑武豊衛生組合手数料条例の改正（事業系一般廃棄物 130 円/10kg）
- 23. 12. 1 資源回収ステーション開設（常滑市新開町 2 丁目地内）
- 24. 3. 16 「常滑市ごみ減量化推進計画 2012」策定
- 24. 4. 1 生ごみ減容機器設置報奨金対象機器に EMぼかし容器を追加し、交付金額、交付限度額及び台数を変更
- 24. 10. 1 家庭ごみ有料化スタート
- 25. 5. 1 資源回収ステーションで小型家電の回収を開始
- 25. 9. 1 資源回収ステーションで家庭用パソコンの回収を開始
- 26. 4. 1 特小サイズ（10ℓ）の指定ごみ袋の販売開始
小型家電回収 BOX を市役所に設置
- 26. 12. 1 資源回収ステーション移設（常滑市新開町 6 丁目地内）、回収品目を追加（金属製粗大ごみ、食用油、鉱物油、バッテリー）
- 27. 4. 1 家庭系一般廃棄物収集運搬許可業の運用開始
- 27. 6. 1 小型家電回収 BOX を青海・南陵公民館、市民交流センターに設置
- 27. 7. 1 刈草・剪定枝の分別収集を開始（7～12 月の 6 ヶ月間実施）
- 28. 1. 1 生ごみ減容機器設置報奨金対象機器にキエーロを追加
- 28. 4. 1 合併処理浄化槽設置整備事業補助金を開始
常滑武豊衛生組合手数料条例の改正（事業系一般廃棄物 160 円/10kg）
- 28. 7. 1 資源回収ステーションにて回収品目を追加（木製粗大ごみ）
- 28. 12. 1 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の提供を開始
- 29. 3. 1 「常滑市ごみ処理基本計画」、「常滑市ごみ減量化推進計画 2017」策定
- 30. 1. 26 「常滑市災害廃棄物処理計画」策定
- 30. 4. 1 その他紙類の分別収集を開始
- 30. 4. 1 資源回収ステーションにて回収品目を追加（その他紙類、刈草・剪定枝）
常滑武豊衛生組合手数料条例の改正（家庭系一般廃棄物 100 円/10kg）
- R 1. 7. 3 単独処理浄化槽の撤去費、宅内配管工事費の補助を開始

- R 2. 4. 1 もえないごみ及び資源物集積場維持管理業務をシルバー人材センターに委託
- 2. 4. 1 小型家電の分別収集を開始
- 4. 3. 31 クリーンセンター常武閉鎖
- 4. 4. 1 知多南部広域環境センター【愛称：ゆめくりん】ごみの受入開始
- 4. 4. 1 資源回収ステーションでスプリング入りマットレスの回収開始
- 4. 7. 20 常滑市と中部国際空港におけるペットボトルの水平リサイクル推進に向けた連携協定の締結
- 5. 3. 30 「常滑市ごみ処理基本計画」の見直し及び「常滑市ごみ減量化推進計画 2023」の策定
- 6. 3. 31 常滑武豊衛生組合解散
- 7. 4. 1 電池類の分別収集を開始
- 7. 10. 31 食用油の回収ボトルを作成し、回収拠点を市内 6ヶ所に拡充

3. 事務分掌及び職員状況

(1) 事務分掌

生活環境課

環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理対策の企画及び調整に関する事。 ・一般廃棄物の処理に関する事。 ・廃棄物の使用料及び手数料に関する事。 ・し尿の処理に関する事。 ・浄化槽の設置及び管理指導に関する事。 ・火葬場の管理及び墓地（高坂墓園を除く。）に関する事。 ・狂犬病予防及び畜犬登録に関する事。 ・犬及び猫の死体処理並びにそ族、昆虫等の駆除に関する事。 ・中部知多衛生組合及び知多南部広域環境組合との連絡調整に関する事。 ・環境美化に関する事。 ・専用水道及び簡易専用水道等の衛生に関する事。 ・ごみの減量化及び資源化に係る施策の実施並びに思想の普及及び啓発に関する事。
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全対策の企画及び調整に関する事。 ・公害の調査及び測定に関する事。 ・公害防止協定に関する事。 ・公害関係法等に基づく特定工場の届出の受理及び調査確認に関する事。 ・生活排水対策の普及及び啓発に関する事。 ・生活環境の苦情相談に関する事。 ・脱炭素社会の推進に関する事。 ・空き地の適正な管理指導に関する事。 ・土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する事。 ・自然公園法に関する事。

(2) 職員状況 (R7.3.31 現在)

・生活環境課

課長、課長補佐 1 人、主査 1 人、主任 1 人、主事 3 人（育休 1 人）、運転手職長 1 人、用務員主任 1 人

・派遣

中部知多衛生組合 場長（課付課長）、課長補佐 1 人
 知多南部広域環境組合 副主幹 1 人

4. 清掃施設

(1) 一般廃棄物最終処分場（埋立処理施設）

所在地	常滑市樽水字奥平地内 平成2年7月着工 平成3年3月竣工 平成3年度使用開始	
敷地面積	25,500 m ²	
埋立面積	18,000 m ²	
全体容量	95,500m ³	
残余容量	33,176m ³ (R7.3.31 現在)	
埋立工法	サンドイッチ工法 準好気性埋立	
埋立予定期間	令和21年3月まで	
汚水処理能力	80m ³ /日	
汚水処理方法	接触バッキ⇒凝集沈澱⇒砂ろ過⇒活性炭吸着	
事業費	平成元年度（整備計画）	22,594 千円
	平成2年度（実施）	724,441 千円

日常生活より排出された不燃ごみ（陶器、ガラス類など）は、この施設で埋立処分します。処分場から浸出する汚水は、浸出水処理施設で水質汚濁の原因とならないよう処理します。

(2) 中部知多衛生組合

所在地	知多郡武豊町字壺町田 90 番地の 10 (TEL 0569-72-0876)	
敷地面積	17,335.00 m ²	
建築面積	4,815.52 m ²	
分担率	施設運営 投入量割	100/100
	施設増設	均等割 10/100 人口割 90/100

し尿処理施設

型式	直接脱水・希釈下水道放流	
処理能力	151kℓ/日	〔 生し尿 13 kℓ/日 浄化槽汚泥 138 kℓ/日 〕
工期	着工	
	竣工	令和4年6月

事業費	2,304,278 千円
-----	--------------

受入区域 半田市、常滑市、武豊町

(3) 知多南部広域環境組合

知多南部広域環境センター【愛称：ゆめくりん】

所在地 知多郡武豊町字一号地 11 番地 37
(TEL 0569-84-1007)

構成市町 半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町

共同業務 ごみ焼却施設、ごみ中継施設及び粗大・不燃ごみ処理施設の
設置及び管理

分担率 施設設置 均等割 10/100 人口割 90/100
施設管理 搬入量割 100/100

① 熱回収施設

型式 ストーカ方式

処理能力 283 t / 日

② 不燃粗大ごみ処理施設

形式 回転粉碎方式

処理能力 14 t / 5h

事業費 19,032,840 千円

竣工 令和4年3月31日

5. 予算及び決算

(1) 令和7年度予算

歳出	1, 214, 541千円
I 清掃総務費	78, 588千円
1. 報酬等	9, 339千円
1) 清掃総務事務会計年度任用職員 4人	9,339 円
2. 人件費	68, 204千円
3. 清掃総務事務費	929千円
1) 清掃総務事務費	929 円
4. 負担金	116千円
1) 全国都市清掃会議負担金	92 円
2) ごみゼロ社会推進あいち県民会議負担金	24 円
II 塵芥処理費	900, 712千円
1. 報酬等	2, 293千円
1) 不法投棄対策事業会計年度任用職員 4人	1,686 円
2) 高齢者等ごみ出し支援事業会計年度任用職員 3人	607 円
2. ごみ処理事業費	221, 238千円
1) ごみ収集運搬委託料	209,568 円
2) 刈草・剪定枝処理委託料	11,620 円
3) 高齢者等ごみ出し支援事業費	50 円
3. 資源物等回収事業費	139, 229千円
1) 資源物等回収事業費	92,271 円
2) プラスチック製容器包装資源化事業費	46,958 円
4. 公共施設の環境美化事業費	190千円
1) 公共施設の環境美化事業費	190 円
5. ごみ減量化推進事業費	144, 803千円
1) 不法投棄対策事業費	1,325 円
2) 資源回収ステーション運営費	54,398 円
3) 生ごみ減量化推進費	1,085 円
4) 啓発活動費	1,664 円
5) 指定ごみ袋作成販売費	52,188 円
6) 刈草・剪定枝資源化事業費	34,143 円
6. ごみ処理管理費	24, 186千円
1) ごみ集積場維持管理等経費	1,661 円
2) 常滑武豊衛生組合承継事務費	1,408 円

3)最終処分場維持管理費	21,117 千円
7. ごみ減量化推進基金積立金	94,951 千円
1)ごみ減量化推進基金積立金	94,951 千円
8. 負担金	273,822 千円
1)知多南部広域環境組合分担金	273,822 千円

Ⅲし尿処理費	235,241 千円
1. し尿処理事業費	56,892 千円
1)し尿収集運搬委託料	56,892 千円
2. し尿処理管理費	1,502 千円
1)汲取券取扱手数料	1,348 千円
2)し尿処理諸経費	154 千円
3. 負担金	157,037 千円
1)中部知多衛生組合分担金	156,994 千円
2)愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	43 千円
3. 負担金	19,810 千円
1)合併処理浄化槽設置費補助金	19,810 千円

(2) 令和6年度決算

歳出	1,154,123 千円
-----------	---------------------

I 清掃総務費	77,464 千円
1. 報酬等	8,784 千円
1)清掃総務事務会計年度任用職員 4人	8,784 千円
2. 人件費	67,838 千円
3. 清掃総務事務費	726 千円
1)清掃総務事務費	726 千円
4. 負担金	116 千円
1)全国都市清掃会議負担金	92 千円
2)ごみゼロ社会推進あいち県民会議負担金	24 千円

II 塵芥処理費	840,474 千円
1. 報酬等	2,315 千円
1)不法投棄対策事業会計年度任用職員 4人	1,893 千円
2)高齢者等ごみ出し支援事業会計年度任用職員 3人	422 千円
2. ごみ処理事業費	202,300 千円
1)ごみ収集運搬委託料	194,453 千円
2)刈草・剪定枝処理委託料	7,775 千円

3) 高齢者等ごみ出し支援事業費	72 千円
3. 資源物等回収事業費	1 2 6, 5 9 2 千円
1) 資源物等回収事業費	83, 290 千円
2) プラスチック製容器包装資源化事業	43, 129 千円
3) 資源物売却金過年度返還金	173 千円
4. 公共施設の環境美化事業費	7 5 9 千円
1) 公共施設の環境美化事業費	759 千円
5. ごみ減量化推進事業費	1 2 6, 3 2 9 千円
1) 不法投棄対策事業費	749 千円
2) 資源回収ステーション運営費	48, 589 千円
3) 生ごみ減量化推進費	788 千円
4) 啓発活動費	1, 020 千円
5) 指定ごみ袋作成販売費	43, 934 千円
6) 刈草・剪定枝資源化事業費	31, 249 千円
6. ごみ処理管理費	2 9, 4 4 6 千円
1) ごみ集積場維持管理等経費	1, 318 千円
2) 常滑武豊衛生組合承継事務費	8, 437 千円
3) 最終処分場維持管理費	19, 692 千円
7. ごみ減量化推進基金積立金	9 0, 5 4 8 千円
1) ごみ減量化推進基金積立金	90, 548 千円
8. 負担金	2 6 2, 1 8 5 千円
1) 知多南部広域環境組合分担金	262, 185 千円

Ⅲし尿処理費	2 3 6, 1 8 5 千円
1. し尿処理事業費	4 3, 7 8 0 千円
1) し尿収集運搬委託料	43, 780 千円
2. し尿処理管理費	1, 0 3 5 千円
1) 汲取券取扱手数料	1, 035 千円
3. 負担金	1 8 0, 8 8 0 千円
1) 中部知多衛生組合分担金	180, 837 千円
2) 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	43 千円
4. 補助金	1 0, 4 9 0 千円
1) 合併処理浄化槽設置費補助金	10, 490 千円

6. ごみ処理事業

(1) 分別収集 4大区分 22分別

4大区分	I もえるごみ	II もえないごみ	III 資源物	IV 粗大ごみ	
22分別	①もえるごみ	②もえないごみ ③コード・針金類 ④陶器・ガラス類	⑤アルミ缶 ⑥スチール缶 ⑦茶色びん ⑧無色透明びん ⑨その他びん ⑩生きびん ⑪新聞・折込みチラシ ⑫雑誌・本	⑬ダンボール ⑭紙パック ⑮その他紙類 ⑯布類 ⑰ペットボトル ⑱プラスチック製容器包装 ⑲刈草・剪定枝 ⑳小型家電類 ㉑電池類	㉒粗大ごみ

① 家庭系ごみ収集方式・収集回数

もえるごみ	ステーション方式	週2回
プラスチック製容器包装	ステーション方式	週1回
もえないごみ	コンテナボックスによるステーション方式	月2回
資源物	コンテナボックス等によるステーション方式	月2回
刈草・剪定枝	ステーション方式	月1回（6月～11月）

② 委託収集（家庭系ごみ）

もえるごみ（週2回）

月・木 地区	矢田、久米、青海山、榎戸、多屋、奥条、市場、山方、保示、熊野、苅屋、小鈴谷、広目、坂井
火・金 地区	前山、石瀬、宮山、小倉、大野、西之口、蒲池、北条、瀬木、樽水、西阿野、古場、桧原、大谷

プラスチック製容器包装（週1回）

水	矢田、久米、前山、石瀬、宮山、青海山、小倉、大野、西之口、蒲池、榎戸、多屋、北条、瀬木、奥条
木	樽水、西阿野、熊野、古場、桧原、苅屋
金	市場、山方、保示、大谷、小鈴谷、広目、坂井

もえないごみ・資源物（月2回）

	第1・3曜日	第2・4曜日
月	矢田、久米、前山	奥条、北条地区の一部のマンション
火	蒲池、瀬木	北条
水	樽水、西阿野、熊野、古場、桧原、苧屋	市場、山方、保示、大谷、小鈴谷、広目、坂井
木	小倉、大野	石瀬、宮山、青海山、西之口
金	榎戸	多屋

刈草・剪定枝（月1回・6～11月）

	月曜日	木曜日
第1週	樽水、西阿野、熊野、古場、桧原、苧屋	矢田、久米、前山、奥条、北条地区の一部のマンション
第2週	市場、山方、保示、大谷、小鈴谷、広目、坂井	蒲池、瀬木
第3週	石瀬、宮山、青海山、小倉、大野、西之口	北条
第4週	榎戸、多屋	

収集車両及び作業人員

R7. 3. 31 現在

車両区分	最大積載量 (t)	車両台数	作業人員
プレスバック	2. 2	10	} 23人
プレスバック	2. 5	4	
ダンプ車	3. 0	1	
ダンプ車	2. 0	1	
軽四ダンプ車	0. 35	1	
平ボディトラック	1. 0	1	
平ボディトラック	2. 0	2	
軽トラック	0. 35	1	

（2）持込ごみ（自己搬入、許可業者）

◎自己搬入

① 知多南部広域環境センター（ゆめくりん）

【搬入できるもの】

- ・もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ
- ・商店、工場、事務所、飲食店から出る事業系一般廃棄物

※ゆめくりんの受入基準に適合しないものは搬入不可

【処理手数料】

- ・家庭系一般廃棄物：100 円／10kg
- ・事業系一般廃棄物：200 円／10kg

【搬入受付時間】

- ・月～金曜日 8:30～11:30、13:00～16:00
- ・土曜日 8:30～11:30（事業系一般廃棄物は平日のみ搬入可能）
- ・日曜日・年末年始は休み

② 一般廃棄物最終処分場

【搬入できるもの】

家庭から出る土砂、コンクリートガラ、陶器、ガラスなど

※事業系廃棄物の受入はしていません。

【受入時間】

- ・水・土曜日 9:00～11:30、13:00～15:30
- ・祝日・年末年始は休み

※搬入前に市役所生活環境課で申請し、許可証が必要。

③ 資源回収ステーション(平成 23 年 12 月 10 日開設/平成 26 年 12 月 1 日移設)

【搬入できるもの】

資源物、もえないごみ、陶器・ガラス類、プラスチック製容器包装、家電製品(布製の家電、家電 4 品目を除く)、粗大ごみ(金属製・木製)、食用油、鋏物油(エンジンオイル)、バッテリー、刈草・剪定枝、スプリング入りマットレス

【受入時間】

- ・金・土・日・月・火曜日 8:30～11:30
- ・年末年始は休み

◎許可業者

④ 家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者

- ・市の許可を受けた収集運搬業者に直接依頼

許可業者一覧（5社）

R7. 3. 31 現在／50 音順

業者名	所在地	電話番号
(株) テクア	常滑市	0569-35-3817
(公社) 常滑市シルバー人材センター	常滑市	0569-89-7722
中野建材	常滑市	0569-34-4968
(有) マルハチ	常滑市	0569-42-2976
(有) 藁重紙プレスセンター	常滑市	0569-43-4135

⑤ 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者

- ・知多南部広域環境センターに自己搬入するか、市の許可を受けた収集運搬業者に直接依頼

許可業者一覧 (32 社)

R7.3.31 現在 / 50 音順

業 者 名	所在地	電話番号
(株) あおき環境開発	半田市	0569-27-5436
(有) あおき造園土木	半田市	0569-27-5856
(株) アグメント	阿久比町	0569-48-3594
市田建設 (株)	常滑市	0569-34-6644
(有) 伊藤運送	常滑市	0569-43-8010
岩田商店	常滑市	0569-34-7043
岩田清掃	瀬戸市	0561-21-0006
オオブユニティ (株)	大府市	0562-47-0535
(株) 暮らしのリーザ	常滑市	0569-35-3858
(株) 榊原環境	半田市	0569-21-4885
サンエイ (株)	刈谷市	0569-38-7500
サンスイサービス (株)	名古屋市	052-622-0947
サンレー交通 (株)	常滑市	0569-36-0930
(株) シービック	美浜町	0569-87-3131
(株) 知多ホーム	常滑市	0569-34-8187
中部資材 (株)	名古屋市	052-389-5701
(株) テクア	常滑市	0569-35-3817
トーエイ (株)	東浦町	0562-83-3880
(公社) 常滑市シルバー人材センター	常滑市	0569-89-7722
中野建材	常滑市	0565-34-4968
(株) 西山商店	名古屋市	052-692-2393
福田三商 (株)	名古屋市	052-825-2111
ホームックス (株)	豊田市	0565-33-2468
(有) 丸直運送	常滑市	0569-35-3000
(有) マルイチイワタ	常滑市	090-9125-6646
(有) マルハチ	常滑市	0569-42-2976
(有) 皆貴	半田市	0569-48-0578
(株) 三四四	知多市	0562-55-9050
(株) メイホーエコロジー	半田市	0569-23-3003
(株) ユニオンサービス	名古屋市	052-623-5342
(有) 渡邊運輸	常滑市	0569-34-5825
(有) 藁重紙プレスセンター	常滑市	0569-43-4135

(3) ごみ収集状況

(単位：t)

年 度		R2	R3	R4	R5	R6	
収集人口 (年度末)		58,781	58,477	58,472	58,684	58,637	
家庭系 ごみ	収 集	可燃物	9,240	9,054	8,899	8,546	8,373
		不燃物	228	259	243	291	290
		資源物	3,794	3,633	3,614	3,527	3,348
	持 込	可燃物	648	658	405	425	406
		不燃物	483	546	257	277	254
	公 共		可燃物	208	239	106	109
		不燃物	36	42	2	1	2
事 業 系		可燃物	6,136	6,006	5,586	4,775	5,297
		不燃物	92	19	10	6	7
合 計		23,837	20,865	19,122	17,957	18,085	

※災害廃棄物を除く

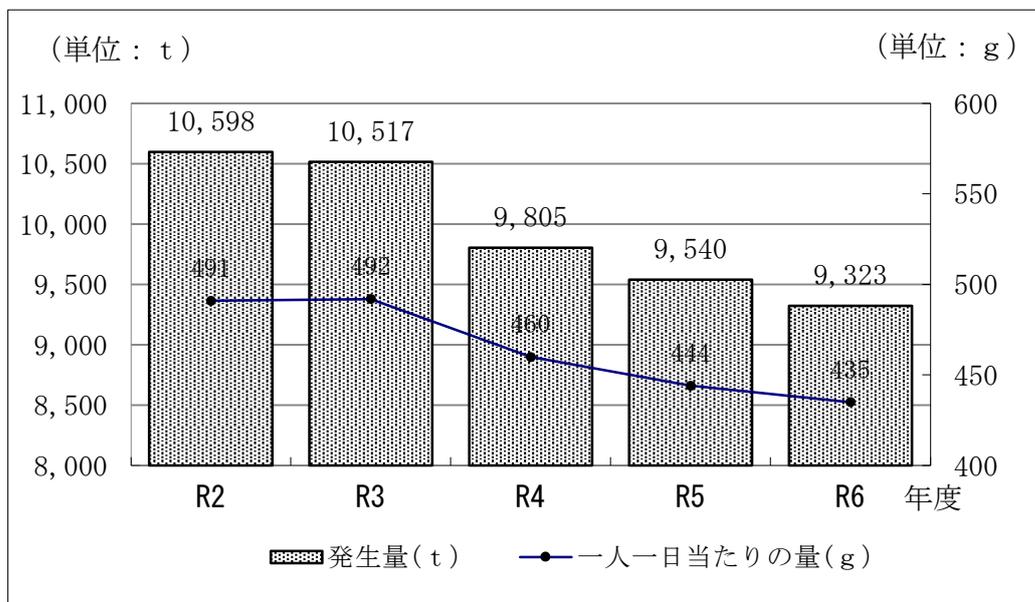
◎ 1人1日当たりのごみ排出量 (資源ごみを除く家庭ごみ) (単位：g)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
排出量	491	492	460	444	435

1人当たりにかかるごみ処理費用

12,789円

◎家庭ごみ (資源物を除く) 発生量の推移



◎可燃物の組成率

(単位：%)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
紙・布類	49.1	50.3	52.2	54.5	56.8
ビニール・合成樹脂・皮革類	25.9	24.9	14.0	11.8	12.8
木・竹・わら類	9.5	12.1	17.7	13.1	11.6
厨芥類（生ごみ）	11.6	9.8	6.9	3.7	9.9
不 燃 物 等	3.9	2.9	9.3	8.5	9.0

※R2～R3 常滑武豊衛生組合調べ

※R4～R6 知多南部広域環境組合調べ

7. ごみ減量化推進事業

(1) ごみの分別収集

平成9年4月1日から「容器包装リサイクル法」がスタートし、消費者（分別排出）・市町村（分別収集）・事業者（再商品化）それぞれの責任が明確化されました。

本市では、平成5年11月からごみの分別収集地区を拡大し、平成10年10月をもって、市内全域での実施となりました。

また、平成18年2月までにペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集を開始し、「容器包装リサイクル法」に定められた全品目のリサイクルを実施することになりました。

さらに、平成27年7月から刈草・剪定枝（1年のうち6ヶ月間実施）、令和2年4月から小型家電、令和6年4月から電池類の分別収集を開始しました。

◎資源化実績（地区収集＋資源回収ステーション）（単位：t）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
新聞	364	401	377	323	298
雑誌	220	193	178	157	157
ダンボール	194	195	190	190	180
紙パック	13	13	12	11	10
布類	123	119	105	99	88
アルミ缶	46	45	44	49	43
スチール缶	14	11	11	9	8
びん類	303	339	409	450	428
ペットボトル	103	122	103	109	99
プラスチック製容器包装	445	441	437	427	415
その他紙類	207	215	202	202	208
刈草・剪定枝	1,091	905	934	967	938
金属類	299	278	257	238	187
小型家電	148	154	155	78	66
木製家具	215	193	184	200	184
電池類	-	-	-	-	12
その他※	8	8	17	20	23
合 計	3,793	3,632	3,615	3,529	3,344

※令和2年度は、食用油910kg、鉱物油1,950kg、バッテリー5,020kgを資源化

※令和3年度は、食用油1,400kg、鉱物油2,300kg、バッテリー4,480kgを資源化

※令和4年度は、食用油950kg、鉱物油2,450kg、バッテリー4,240kg、スプリング入りマットレス9,545kgを資源化

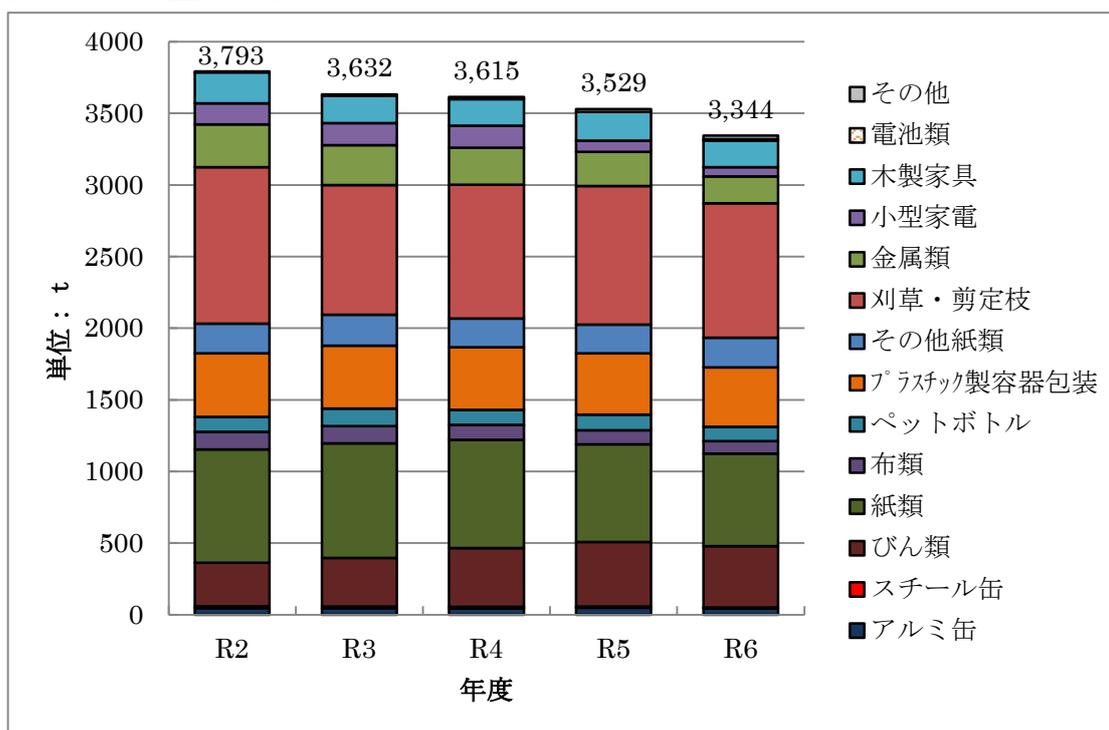
※令和5年度は、食用油 1,200kg、鉱物油 2,300kg、バッテリー4,090kg、スプリング入りマットレス 12,175kg を資源化

※令和6年度は、食用油 1,394kg、鉱物油 2,400kg、バッテリー4,390kg、スプリング入りマットレス 14,600kg を資源化

◎分別収集開始年度

年 度	実施地区
5	大野北、大野南、宮山、石瀬
6	西之口、小倉、市場、保示
7	蒲池、熊野、古場、坂井、広目、山方
8	小鈴谷、西阿野、榎戸、奥条
9	苅屋、大谷、樽水、瀬木、多屋
10	北条、矢田、久米、前山、桧原

◎資源物回収量の推移



(2) 指定ごみ袋制（もえるごみ）

平成12年10月から、もえるごみの減量と分別収集の徹底、そしてごみ出しマナー向上を図るため、指定ごみ袋制を導入しました。

また、ごみ量の少ない高齢者世帯や単身世帯向けに、平成26年4月1日から特小袋（10ℓ）を導入しました。

(3) 家庭ごみ有料化

平成24年10月から、市民がもえるごみを各集積場に出す際に使用する指定ごみ袋代金に、手数料を上乗せする方法で家庭ごみの有料化を実施しています。

販売価格

種 類	単 位	価 格
大 (45ℓ)	1 ロール (10 枚入り)	500 円
中 (30ℓ)		300 円
小 (20ℓ)		200 円
特小 (10ℓ)		100 円

(4) 資源ごみ回収団体報奨金制度

平成4年度からごみの減量と資源の有効利用並びに市民のごみに対する認識を深めるため、資源ごみ回収団体の活動に対し報奨金を交付しています。

子供会等概ね20人以上の資源ごみ回収団体に対し、1kgにつき4円を補助しています。（平成21年度までは1kgにつき5円）

◎実績

(単位：t)

年度	交付団体数	古紙	布類	アル缶	スチール缶	紙パック	金属類	合計
R2	49	372	17	8	1	6	1	405
R3	49	393	16	8	1	5	1	424
R4	50	444	15	9	1	6	1	476
R5	55	451	13	7	1	4	0.5	477
R6	53	407	18	8	1	4	1	439

(5) 生ごみ減容機器設置報奨金制度

平成5年度からごみ減量化対策の一環として、家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため、市内在住の方が市内の販売店で生ごみの減容機器の購入をした場合に報奨金を交付しています。

【交付対象機器】

①コンポスト

底部がなく水分が地中に浸透する地上設置型の生ごみ肥料化容器

②EMぼかし容器

EM菌を使用し、生ごみを堆肥化するための密閉された容器

③キエーロ・ミニキエーロ

土の中のバクテリアにより生ごみが分解されてなくなる処理容器

④電動式生ごみ処理機

電気乾燥等により生ごみを減量させる機器

【交付額】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
コンポスト	上限 4,000 円				
EMぼかし容器	上限 4,000 円				
キエーロ	上限 10,000 円				上限 15,000 円
ミニキエーロ	-				上限 10,500 円
電動式生ごみ処理機	上限 32,000 円				

※いずれも 100 円未満は切り捨て

※コンポスト、EMぼかし容器は購入金額の 2/3 まで、キエーロ、ミニキエーロは購入金額の 3/4 まで、電動式は 1/2 まで。

※コンポスト、EMぼかし容器は 1 世帯 2 基まで、キエーロ、ミニキエーロ、電動式は 1 世帯 1 基まで。(平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 15 日まではコンポスト、EMぼかし容器も 1 世帯 1 基まで)

◎実績

(単位：基)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
コンポスト	28	23	35	14	13
EMぼかし容器	9	15	14	7	4
キエーロ	13	5	13	13	8
ミニキエーロ	-	-	-	-	14
電動式	20	11	15	9	20
合 計	70	54	77	43	59

(6) 常滑市公共施設養子縁組制度 (アダプト・プログラム)

平成17年11月から市内の公園、道路、海岸などの公共施設の美化、保全のため、市民や企業が里親となり公共施設を養子にみたくて、ボランティアで管理していただく制度を実施しています。

◎登録団体数及び登録者数

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
登録団体数	119	151	161	170	180
登録者数(人)	6,068	6,564	7,043	7,147	7,319

(7) 資源回収ステーションでの資源回収

地区で月2回行っている分別収集にもえないごみ・資源物を出すことができない市民向けに、平成23年12月から資源回収ステーションを開設しています。

平成26年12月からは場所を移設するとともに、開設日を週5日間に拡充しました。

◎回収品目

もえないごみ	資 源 物		粗大ごみ
<ul style="list-style-type: none"> ・ もえないごみ ・ コード・針金類 ・ 陶器・ガラス類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルミ缶 ・ スチール缶 ・ 茶色びん ・ 無色透明びん ・ その他びん ・ 生きびん ・ 新聞・折込みチラシ ・ 雑誌・本 ・ 小型家電類 ・ 食用油 ・ バッテリー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダンボール ・ 紙パック ・ その他紙類 ・ 布類 ・ ペットボトル ・ プラスチック製容器包装 ・ 刈草・剪定枝 ・ 電池類 ・ 鋳物油 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粗大ごみ (金属製・木製)

◎回収実績

(単位：t)

年 度	新聞	雑誌	ダンボール	紙パッ	その他紙類	布類	アルミ缶	スチール缶	びん類
R2	78.0	80.4	63.1	3.5	61.3	59.2	12.5	3.7	94.4
R3	82.7	73.4	60.8	3.5	65.5	57.8	13.3	1.9	142.2
R4	81.8	69.3	64.2	3.4	66.8	49.5	13.1	1.8	216.3
R5	72.1	62.2	68.7	3.4	65.5	49.4	13.5	1.4	272.1
R6	68.4	61.0	60.9	3.1	65.8	41.8	10.9	1.3	257.5

年度	ペット ボトル	もえない ごみ	陶器・ ガラス類	小型 家電	プラスチック製 容器包装	木製 粗大	刈草・ 剪定枝	その他 ※	合計
R2	22.0	145.1	163.6	107.7	23.1	215.3	1014.1	7.9	2,154.9
R3	24.4	130.6	151.2	102.0	24.2	193.0	831.7	8.2	1,966.4
R4	24.7	130.7	152.3	106.1	26.6	184.0	851.7	17.2	2,059.5
R5	25.4	120.4	174.3	26.4	21.7	199.6	830.8	19.8	2,026.7
R6	20.6	68.6	162.4	19.4	18.4	184.4	810.3	21.7	1,876.5

※令和2年度は、食用油 910kg、鉱物油 1,950kg、バッテリー5,020kg を回収

※令和3年度は、食用油 1,400kg、鉱物油 2,300kg、バッテリー4,480kg を回収

※令和4年度は、食用油 950kg、鉱物油 2,450kg、バッテリー4,240kg、スプリング入りマットレス 9,545kg を回収

※令和5年度は、食用油 1,200kg、鉱物油 2,300kg、バッテリー4,090kg、スプリング入りマットレス 12,175kg を回収

※令和6年度は、食用油 340kg、鉱物油 2,400kg、バッテリー4,390kg、スプリング入りマットレス 14,600kg を回収

8. し尿・浄化槽処理事業

(1) 収集体制

市内の2業者（委託業者）により、定期及び随時収集します。

業 者 名	所在地	電話番号
(株) テ ク ア	常 滑 市	0569-35-3817
(有) マ ル ハ チ	常 滑 市	0569-42-2976

(2) 汲取料金

従量制 36ℓにつき 240 円（平成 18 年 6 月 1 日改正）

※仮設トイレにおいては 18ℓにつき 240 円（平成 29 年 4 月 1 日改正）

(3) 収集車両及び作業人員

R7. 3. 31 現在

車両区分	最大積載量 (kℓ)	車両台数(台)	作業人員
バキューム車	1.8	5	} 18 人
	3.0	6	
	3.7	1	
	10.0	3	

(4) し尿及び浄化槽汚泥収集処理状況

(単位：kℓ)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
し 尿	1,938	1,860	1,785	1,758	1,719
浄化槽汚泥	22,910	23,394	22,407	22,646	22,337
計	24,848	25,254	24,192	24,404	24,056

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

下水道の整備予定時期が当面先の区域の生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所やお風呂等の雑排水も処理することのできる合併処理浄化槽の設置を促進するため、平成 28 年度から設置費の一部を補助しています。さらに、令和元年度からは、単独処理浄化槽の撤去費及び合併処理浄化槽設置に伴う宅内配管工事費の補助も実施しています。

◎実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
基数	94	91	76	44	32
金額(千円)	44,742	37,450	29,565	15,001	10,490